

対馬市ふるさと応援寄付金返礼品提供事業者募集要項

1 目的、募集内容

対馬市へのふるさと応援寄付金（以下「ふるさと納税」という。）の促進と対馬市の魅力や地元特産品のPR、販売促進及び地域経済の活性化などの相乗効果を図るため、対馬市へふるさと納税をされた方（以下「寄付者」という。）へ贈呈する商品やサービス等（以下「返礼品」という。）の提供に協力していただける事業者及び返礼品を募集します。

2 事業者の要件

返礼品の提供にご協力いただける事業者については、以下の要件を満たしている者とします。

- ① 市内において生産された物品または提供される役務その他これらに類するものを取り扱う事業者。ただし、長崎県が地域資源として認定したものを取り扱う事業者については、要件を満たすものとする。
- ② 市税を滞納していない者
- ③ 代表者等が対馬市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと。
- ④ 食品を取り扱う事業者については、食品衛生法などの関係法令を遵守すること。
- ⑤ 食品表示法などの関係法令を遵守し、食品の産地名を適正に表示すること。また、必要と認められる調査（実地調査を含む。）に応じること。
- ⑥ 発送した返礼品への苦情及び問い合わせに対して誠意と責任をもって対応ができること。
- ⑦ 個人情報の取り扱いを厳重に行えること。
- ⑧ 市長が別に定める要件について、遵守できること。

3 募集する返礼品

(1) 要件

対馬市の魅力や特色を体感できる物品及びサービス等（体験・滞在型については、原則、有効期限を発行日から1年間とするものに限る。）であって、以下の要件を満たすものとします。

- ① 法令に違反していないもの。
- ② 市内において生産された物品または提供される役務その他これらに類するもの。ただし、いずれにも該当しないものであっても、長崎県が地域資源として認定したものについては、要件を満たすものとする。
- ③ 注文後、速やかに（概ね1週間以内）寄付者に返礼品が発送できること。ただし、季節的に採取される特産品、及び注文があってから製作する工作物等は除く。
- ④ 全国各地に発送が可能であること。
- ⑤ 飲食物は、寄付者へ到着後、1週間程度の賞味期限が保証されるものであること。
- ⑥ 品質及び数量について、安定供給が行えるもの。ただし、数量又は期間を限定して供給することを特色としたものはこの限りではない。
- ⑦ 体験ツアー等については、保険に加入していること。

対馬市ふるさと応援寄付金返礼品提供事業者募集要項

(2) 返礼品の価格設定

返礼品の価格は、梱包料、消費税、手数料等をすべて含むものとします。

返礼率は、寄付金額の30%以下とします。

※送料は、対馬市が負担するものとします。

4 選考

上記「2 事業者の要件」及び「3 募集する返礼品」の要件を踏まえ、対馬市のふるさと納税の返礼品として適正に認められるか総合的に判断し、選考します。

5 募集期間

随時募集しますが、年末の繁忙期の応募については年明けの登録になる場合があります。

6 応募方法

(1) 返礼品提供事業者の登録

対馬市ふるさと納税返礼品提供事業者申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付し、市長へ提出するものとします。

なお、応募書類は、選考結果の可否に関らず返却しないものとします。

- ・対馬市ふるさと納税返礼品提供事業者申請書（第1号様式）
- ・誓約書
- ・事業者の概要（パンフレット等でも可）
- ・対馬市税の滞納がない旨の証明書

※法人格を有している場合は、法人の対馬市税の滞納がない旨の証明書

※対馬市内に事業所がない場合は、主たる事業所の所在地における市税等の滞納がない旨の証明書

- ・返礼品候補リスト

(2) 返礼品提供事業者の変更または抹消

返礼品提供事業者の登録内容を変更または登録抹消をする場合は、対馬市ふるさと納税返礼品提供事業者申請書（第1号様式）に、必要事項を記入して提出をお願いします（委託事業者からその業務のために必要とする事務書類の提出について依頼があった場合には、当該書類を別途委託事業者に提出をお願いします。）。

(3) 返礼品の登録申請

新規又は追加で返礼品の登録をする場合は、委託事業者から依頼のあった方法で申請をお願いします。

対馬市ふるさと応援寄付金返礼品提供事業者募集要項

7 個人情報の保護

事業者はこの事業による業務を遂行するため、個人情報の取扱いについては、個人情報保護関係法令を遵守して下さい。また、寄付者の個人情報は、返礼品の発送以外の目的に使用することができません。ただし、返礼品へのパンフレット等の同封により、改めて寄付者から事業者への商品申込み等で入手された個人情報は対象外です。

8 その他留意事項

- ① 事業者は、あらかじめ申込みをした返礼品の変更又は辞退をする場合や、返礼品に関して発送の遅延、販売中止、品質及び発送過程で事故等の問題が生じた場合には、速やかに市へ報告することとします。
- ② 事業者は、返礼品の品質等に関して寄付者から苦情等があった場合は、真摯に対応して解決に努めるものとし、内容について市へ報告するものとします。
なお、品質等による補償やクレーム対応等については、市は一切責任を負いません。
- ③ 市は、登録された事業者及び返礼品が、「2 事業者の要件」及び「3 募集する返礼品」に定める要件に適合しなくなったと認める場合、その登録を取り消すことがあります。
- ④ 市は、申込内容に虚偽があった場合、若しくは市に損害を及ぼす行為があった場合は、登録を取り消します。

9 申込み・問い合わせ先

〒817-8510 対馬市巖原町国分1441番地

対馬市役所 しまづくり推進部 地域づくり課

TEL 0920-53-6207

FAX 0920-53-6112

E-mail furusato@city-tsushima.jp

10 その他

この募集要項は、令和8年4月1日から適用する。